

円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成 22 年 6 月 1 日から実施される建築確認手続き等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）（平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 655 号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を定めるものとする。

2. 現状の分析等

(1) 審査に要する所要期間

郡山市が取り扱った確認申請の「確認申請受理から確認済証交付までの期間（総日数）」と、「総日数から建築基準法第 6 条第 13 項に基づき追加説明等の提出を求めている期間を除いた期間（実審査日数）」は下表のとおり。

(H20. 4. 1～H22. 3. 31)

		確認申請から確認済証交付					
		確認審査		適判審査		合計	
		総日数	実審査日数	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数
適判物件		22.8	10.3	32.3	24.3	55.1	34.6
非適判物件	1～3号	24.4	16.2			24.4	16.2
	4号	9.1	5.2			9.1	5.2

(2) 確認審査の体制（平成 22 年 4 月現在）

担当職員 建築主事 3 名他

(3) 事前相談

申請者等の求めに応じ、事前相談を行っている。

(4) 確認審査の流れ

別紙、フロー図による。

3. 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とする。

特に、構造計算適合性判定を要する物件については、確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値※について概ね 35 日以内を目指す。

※「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値

4. 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化の取組みに関する方針を以下のように定める。

(1) 事前相談等

- ・申請者、設計者等に対し、法令の解釈、申請図書の記載方法等に係る事前相談ができるよう、きめ細かく対応する。

(2) 確認申請受付時点でのチェック方法

- ・申請図書については、法令等に定める所定の図書が不足なく添付されているか、また、記載事項に不整合がないか等について速やかに確認する。
- ・以下のような確認図書は、適正なものとは認めないこととする。
 - a) 申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの。
 - b) 設計図書間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。

(3) 審査方法

- ・申請書受理後速やかに、台帳（確認支援システム）に記載し、消防機関等に送付する。
- ・構造計算適合性判定が必要な物件については、担当者が必要事項を確認後、指定構造計算適合性判定機関（以下「適判機関」という。）に事前通知する。
- ・建築主事は、構造計算適合性判定が必要な物件について、必要事項をチェック後、適判機関に判定依頼をする。
- ・審査は、担当者が行い、その後建築主事が審査する。
- ・補正等の書面の交付を行う場合にあっては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。相当の期限は、内容に応じて、概ね2週間以内の一定期間とする。
- ・建築基準関係規定及び関係告示に適合しないことが明白な場合には、遅滞なく建築基準法第6条第13項の規定に基づく「適合しない旨及び理由を記載した通知書」を交付することとし、審査期間がいたずらに延伸されることのないよう努める。
- ・法定通知を行う場合の「正当な理由」に該当するケースは、次のとおりとする。
 - a) 確認申請図書に多数の不備や不明確な点があること等により、建築主事が建築基準法第6条第4項の期間内に建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない場合。
 - b) 建築主事等が補正等を求める書面の交付を行った場合において、定められた相当の期限までに補正等が行われない場合又は補正等が行われてもその内容が不十分な場合
- ・補正及び追加説明要求の内容については、随時、申請者とやり取りをし、お互いに内容の確認及び説明を行う。
- ・構造計算適合性判定、消防同意後には最終審査を行い速やかに確認処分する。

(4) 建築確認円滑化対策連絡協議会における意見交換の実施

- ・建築確認円滑化対策連絡協議会に参加し、設計者、県、特定行政庁、指定確認検査機関及び適判機関との積極的な情報交換や意見交換を行い、円滑な確認審査に努める。

(5) その他確認審査手続きの迅速化のための取組みの実施

- ・ 建築主事が、物件ごとに審査の状況の進捗状況を把握し、目標を達成できるよう、必要に応じ審査体制や審査方法について随時改善を図るとともに、適判機関とも十分な調整を図る。

5. 建築確認の審査過程のマネジメント

(1) 審査技術の向上の取組み

- ・ 技術講習会の受講、職場内研修等により審査技術の向上に取り組む。

(2) 物件の進捗管理

- ・ 円滑な確認審査の推進のため、物件毎の審査状況の進捗状況を建築主事が管理し、審査時間を要する物件については、その対応策を検討する。

(3) 審査参考図書、取扱い資料等の整理

- ・ 審査時における参考図書、取扱い資料、相談内容等について、項目ごとにファイルを作成する等、審査を支援するための情報の整理を図る。

(4) 審査バラツキ是正のための取組み

- ・ 日本建築行政会議や県内建築行政等連絡会議等を通じて、確認審査に当たっての問題点の検討及び運用の明確化を図る。

(5) 審査に係る苦情処理体制の整備

- ・ 審査に係る苦情については、実態を調査し、必要に応じて見直しを図る。

6. その他

推進計画書の公表

- ・ 推進計画書は、郡山市ウェブサイトで公表する。

